

# 労働災害補償共済

経営に負担をかけない

従業員が安心して働ける

仕事の受注にもつながる

## 安心の掛金

## 手厚い補償

## 経営事項審査



## 労働災害補償共済の補償内容

### お支払いする共済金の内容

#### 死亡・後遺障害補償共済金

(政府労災保険の認定がされた場合にお支払い)  
業務上災害および通勤災害により、死亡または後遺障害を負われたときに、政府労災保険の上乗せ補償として、共済金をお支払いします。

#### 災害付帯費用共済金

(政府労災保険の認定がされた場合にお支払い)  
業務上災害および通勤災害が発生したとき、それに伴い発生する香典、お見舞金などの費用をお支払いします。  
(注)死亡および後遺障害(1級～7級)のときに、お支払いの対象となります。

#### 【オプション】

#### 休業補償共済金

(政府労災保険の認定がされた場合にお支払い)  
業務上災害および通勤災害により休業したときに、賃金を受けない日の第4日目以降の期間に対して、1,092日分を限度に、1日につき定額方式(定めた金額を給付する方式)または定率方式(1日あたりの平均賃金を基礎として算出・給付する方式)にて、共済金をお支払いします。

#### 使用者賠償責任共済金

(政府労災保険の認定がされた場合にお支払い)  
労働基準法に基づく責任(政府労災保険)のほかに、民法上の賠償責任を企業が負った場合に、共済金をお支払いします。

#### 死亡共済金

(政府労災保険の認定を待たずにお支払い)  
就業中および通勤途上の事故によるけがが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたときに、共済金をお支払いします。

#### 入院共済金

(政府労災保険の認定を待たずにお支払い)  
就業中および通勤途上の事故によるけがが原因で入院したときに、同一事故について入院日数120日を限度に、入院共済金日額を入院日数分お支払いします。  
(注)お支払いの対象は、事故の発生の日からその日を含めて60日以内に入院した場合に限ります。

#### 通院共済金

(政府労災保険の認定を待たずにお支払い)  
就業中および通勤途上の事故によるけがが原因で通院したときに、同一事故について通院日数60日を限度に、通院共済金日額を通院日数分お支払いします。  
(注)お支払いの対象は、事故の発生の日からその日を含めて60日以内に通院開始した場合に限ります。

### 共済金をお支払いできない主な場合

#### 共通 次の事由に起因する事項

- 故意または重大な過失○自殺および闘争行為○無資格・酒酔い運転
- 地震・噴火・津波○風土病による身体の障害

#### 死亡共済金・入院共済金・通院共済金 次の事由に起因する事項

- 原因のいかんを問わず、被用者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛、症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 疾病(職業性疾病を含む)または心神喪失

#### 共済金の削減

異常災害その他の事由により損失金を生じ、すでに共済金の請求書類を当連合会が受け取っているときは、共済金を削減してお支払いする場合があります。

上記以外にも共済金をお支払いできない場合がありますので「約款」をご覧ください。

### 共済金のお支払方法

- (1) 当会が共済契約者にお支払いした共済金は、被用者またはその遺族に全額お支払いいただく必要がありますのでご注意ください。
- (2) 共済金を被用者またはその遺族に支払った後に下記いずれかの書類をご提出いただきます。
  - ・被災した被用者またはその遺族が事業者から共済金を受領したことが確認できる書類
  - ・共済契約者が被用者またはその遺族に共済金を支払ったことが確認できる書類

- このパンフレットは、労働災害補償共済の概要を説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」(契約概要：補償内容、主な免責事項等を記載、注意喚起情報：特にご契約者およびご利用者にとって利益・不利益になる事項等を記載)をよくお読みください。
- ご加入にあたり組合員資格についてご確認させていただきます。ご不明な点等がある場合には、取扱代理所または取扱組合までお問い合わせください。

### お問い合わせ・お申し込みは—

### ご契約の際のご注意

- (1) 告知義務  
(ご契約時に取扱組合に重要な事項を申し出いただく義務)  
共済契約者には共済契約の締結に際し、取扱組合が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」という)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合すでに発生している事故について、共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込等に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。
- (2) 共済契約の無効  
共済契約者が共済金を不法に取得する目的、または第三者に不法に共済金を取得させる目的をもって共済契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。
- (3) 共済掛金領収前に生じた事故  
共済期間(共済のご契約期間)が始まった後でも、共済掛金を領収する前に生じた事故については、共済金をお支払いできませんのでご注意ください。

### ご契約後のご注意

- (1) 通知義務  
(ご契約後にご契約内容に変更が生じた場合、取扱代理所または取扱組合に連絡していただく義務)  
共済契約者には、共済契約の締結後に告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。変更が生じた場合には、ただちに取扱代理所または取扱組合にご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた事故によるけがについては、共済金が削減されることがあります。この共済では申込書等に☆印が付された項目をご通知いただく事項(通知事項)となりますので、ご注意ください。
- (2) 共済金受取人の指定(傷害共済団体の場合)  
ご契約後、共済金受取人を変更する(新たに指定する場合を含む)場合は、取扱代理所または取扱組合までご連絡ください。この場合は必ず被共済者の同意が必要です。

### 個人情報の取り扱いについて

共済契約の締結または事故の発生等に関して、ご提供いただく氏名・性別・生年月日・住所・電話番号、また健康状態などの情報(過去に取得したものを含む)については、ご契約者(被共済者が所属される企業または団体を含む、以下同様)から、当会に提供されます。なお当会においては、これら個人情報の取り扱いについて、下記の通り適切に取り扱い、安全管理に努めています。趣旨をご理解のうえ、あらかじめご同意いただきますようお願い申し上げます。

○この共済契約に関する個人情報は、当会がこの共済引受の審査および履行のために利用するほか、当会および組合が、この共済契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や共済引受の審査および共済契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用したりすることがあります。(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。)ただし、保健医療等の特別なセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みません。)の利用目的は中小企業等協同組合法施行規則等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この共済契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務提携先(共済代理所を含む)、保険仲立人、医療機関、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

#### ■契約等の情報交換について

当会は、この共済契約に関する個人情報について、共済事業の健全な運営のために、一般社団法人日本共済協会、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

#### ■再保険について

当会は、この共済契約に関する個人情報を、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

詳しくは当会ホームページをご覧ください。 <https://www.nikkaren.or.jp/>



## 中小企業のための共済だから、こんなに安心!

◎たとえば、A型に加入し、  
使用者賠償責任スーパー A型をオプション契約していれば…

# 最高 1億 2,000万円 補償!

死亡補償共済金 (最高補償限度額) **3,000万円** + 使用者賠償責任 **9,000万円** = **1億 2,000万円**

## こんなとき、共済金をお支払いします。



### 死亡・後遺障害補償

業務上災害および通勤災害で、死亡または後遺障害を負われた場合にお支払いします。



### 災害付帯費用補償

業務上災害および通勤災害が発生し、政府労災保険の認定がされた場合に、企業が負担する費用を一定の範囲内で企業にお支払いします。



### 使用者賠償責任 (オプション)

労働基準法に基づく責任(政府労災保険)のほかに、民法上の被用者(従業員)への責任を企業が負った場合にお支払いします。



### 休業補償 (オプション)

業務上災害および通勤災害で休業し、賃金を受けない日の4日目以降の期間に対し、1日につき定額方式または定率方式で、1,092日分を限度にお支払いします。



### 政府労災認定を待たずにお支払い 入通院共済金 (オプション)

就業中および通勤途上の事故によるけがが原因で、入院もしくは通院した場合に、事故当日からその日を含めて入院120日・通院60日を限度にお支払いします。



### 政府労災認定を待たずにお支払い 死亡共済金 (オプション)

就業中および通勤途上の事故によるけがが原因で、事故当日からその日を含めて180日以内に死亡された場合にお支払いします。

詳しくは、  
右の一覧表を  
ご覧ください

## ご加入には、こんな利点もあります。

### 経営事項審査に有利

公共工事入札の格付けに用いられる経営事項審査において、加点審査されます。

### 掛金は全額経費

労働災害補償共済の掛金は、全額経費として損金処理できます。

### 企業へ直接支払

共済金は企業へ支払われますので、企業からの補償金として従業員に渡せます。

### ご加入は無記名方式

対象となる従業員の人数をお知らせいただくだけで、手続きが簡単です。

## ご加入コース別の補償金額と共済掛金

加入コース		A型		B・E型		C・F型		D・G型		H型			
補償金額	死亡補償共済金	3,000万円		2,000万円		1,000万円		500万円		1,000万円			
	後遺障害補償共済金	1級	3,000万円	8級	600万円	1級	2,000万円	8級	400万円	1級	1,000万円	8級	—
		2級	3,000万円	9級	420万円	2級	2,000万円	9級	280万円	2級	1,000万円	9級	—
		3級	3,000万円	10級	300万円	3級	2,000万円	10級	200万円	3級	1,000万円	10級	—
		4級	2,400万円	11級	210万円	4級	1,600万円	11級	140万円	4級	800万円	11級	—
		5級	1,800万円	12級	150万円	5級	1,200万円	12級	100万円	5級	600万円	12級	—
		6級	1,200万円	13級	90万円	6級	800万円	13級	60万円	6級	400万円	13級	—
		7級	780万円	14級	60万円	7級	520万円	14級	40万円	7級	260万円	14級	—
災害付帯費用	死亡: 100万円 後遺障害: 1級~3級 25万円、4級~7級 15万円												
オプション	加入コース	スーパー A型		スーパー B・E型		スーパー C・F型		スーパー D・G型		—			
	共済金の種類	9,000万円		6,000万円		5,000万円		2,500万円		—			
	使用者賠償1名 1事故限度額	50,000万円		30,000万円		20,000万円		10,000万円		—			
共済掛金	加入コース	A型		B・E型		C・F型		D・G型		H型			
	業種	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払	年払	月払		
	建築事業	標準	—	—	16,724円	1,530円	8,470円	780円	4,343円	400円	6,155円	560円	
		オプション	—	—	8,839円	810円	8,523円	780円	7,829円	720円	—	—	
	食料品製造業	標準	6,831円	630円	4,575円	420円	2,318円	210円	1,190円	110円	—	—	
		オプション	4,066円	370円	3,795円	350円	3,659円	340円	3,361円	310円	—	—	
	印刷または製本業	標準	5,672円	520円	3,799円	350円	1,925円	180円	989円	90円	—	—	
		オプション	5,070円	460円	4,732円	430円	4,563円	420円	4,191円	380円	—	—	
	化学工業	標準	9,220円	850円	6,173円	570円	3,127円	290円	1,604円	150円	—	—	
		オプション	3,380円	310円	3,155円	290円	3,042円	280円	2,794円	260円	—	—	
機械器具製造業	標準	11,965円	1,100円	8,002円	730円	4,039円	370円	2,058円	190円	—	—		
	オプション	6,124円	560円	5,716円	520円	5,512円	510円	5,063円	460円	—	—		
その他の各種事業	標準	4,062円	370円	2,729円	250円	1,395円	130円	728円	70円	—	—		
	オプション	887円	80円	828円	80円	798円	70円	733円	70円	—	—		

### 傷害共済団体 (オプション)

加入コース		A型		B・E型		C・F型		D・G型		
補償金額	死亡共済金	300万円		200万円		100万円		100万円		
	入院共済金日額	6,000円		4,000円		2,000円		2,000円		
	通院共済金日額	3,000円		2,000円		1,000円		1,000円		
共済団体掛金	加入コース・支払方法	A型		B・E型		C・D・F・G型				
	等級	年払	月払	年払	月払	年払	月払			
	傷害1級	5,721円	520円	3,869円	350円	2,167円				
	傷害2級	8,493円	780円	5,792円	530円	3,091円				
傷害3級	14,781円	1,350円	9,984円	920円	5,187円					

### 休業補償 (オプション)

補償日額	定額方式	4,000円
	3,000円	
	2,000円	
	1,000円	
補償平均資金	定率方式	40%
	20%	

## ご加入に際して

**お引受けの対象** ○政府労災が適用される事業所であれば、すべて対象になります。 ○従業員一括でご加入ください。  
○役員の方は特別加入者として政府労災保険へのご加入が必要です。 ○下請けを対象とする建設業者特定の業種も対象とすることができます。

**ご加入制限** ○1事業所について加入コースは1型のみとします。  
**共済期間** ○共済期間は、1年です。ただし1年未満の土木・建設工事などの有期事業については、工事期間に合わせて設定できます。

中小企業の安心! 労働災害補償共済のお問い合わせ・お申し込みは、裏面をご覧ください

経営に負担をかけない

## 安心の掛金

従業員が安心して働ける

## 手厚い補償

仕事の受注にもつながる

## 経営事項審査